

令和4年2月3日

世田谷区医療的ケア連絡協議会事務局

世田谷区医療的ケア連絡協議会 委員構成の変更について
(案)

1 主旨

世田谷区医療的ケア連絡協議会は、医療的ケアを要する者及びその家族が地域において必要な支援を円滑に受けることができるように、保健、医療、福祉、保育、教育その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整及び情報交換を図ることを目的として設置されている。

この度、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の主旨を踏まえ、世田谷区医療的ケア連絡協議会の委員に、医療的ケアの必要な当事者（1名）及び就労支援関係機関（1名）を追加して、委員構成を変更することとする。

2 選任方法等

追加する委員の選任については、障害福祉部障害保健福祉課を事務局として、令和4年4月～5月頃に行うこととし、方法や事務については事務局に一任する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月～5月頃 追加委員の選任

7月頃 令和4年第1回世田谷区医療的ケア連絡協議会